

◎新潟県告示第1129号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新津川・能代川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市秋葉区大関地内の新津川右岸の市道大関第21号下新線と県道新津村松線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、市道本町下興野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道新潟新津線に至る。ここから同県道を北ないしは北西に進み、県道新潟中央環状線の大島橋西詰に至る。ここから大島橋を渡り能代川右岸堤防に至る。ここから同堤防に沿って南東に進み、市道新津2-799号線との交点に至る。ここから同市道を東から南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

413ヘクタール（内水面 66ヘクタール）

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 魚野川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市六日町地内の坂戸橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北（下流）に向かって進み、六日町大橋西端、支流十二沢川および支流近尾川上の橋、美佐島橋西端を経て、南魚沼市二日町地内の二日町橋西端に至る。ここから同橋を渡り、魚野川右岸堤防を南（上流）に向かって進み、美佐島橋東端、六日町大橋東端を経て坂戸橋東端に至る。ここから坂戸橋を渡って起点を結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

53.0ヘクタール（内水面49.4ヘクタール）

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 松波特定猟具禁止区域

(1) 目的

付近住宅街の静穏保護のため

(2) 区域

柏崎市荒浜1丁目、松波4丁目地内の国道352号と市道19-44号との交点を起点とし、同市道を東に進み、市道19-42号との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道11-1号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み開運橋を経て、一般県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同一般県道を南西に進み、市道4-2号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、国道352号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

108ヘクタール（内水面 14ヘクタール）

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器